

第8号様式（第15条関係）

（第1面）

事業計画書

令和6年5月1日

三重県知事 へ

事業計画者 住 所 大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号  
 氏 名 伊賀環境サービス株式会社  
 代表取締役 岸 田 昌 信  
 電話番号 06-6533-6330

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	本件事業は、過去にゴルフ場開発用地として取得し、未利用となっていた土地の一部を活用して、産業廃棄物最終処分場の需要に応えることを目的とする。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）
産業廃棄物の処理施設の処理能力	300 m <sup>3</sup> ／日（8時間） 面積：24,917.85 m <sup>2</sup> 埋立容量：251,055 m <sup>3</sup>
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	事業計画地付近の見取図（添付図面13）のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	セル&サンドイッチ方式

<p>産業廃棄物の処理施設の構造及び設備</p>	<p>(1) 産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める省令に準じて設計する。</p> <p>(2) 別紙生活環境影響調査結果書（４頁及び５頁）及び施設配置図（添付図面１）のとおり</p>
<p>処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p>	<p>(1) 産業廃棄物に伴い生ずる排ガスは、安定型産業廃棄物のみの搬入のため、発生はない。</p> <p>(2) 仮に、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガスが発生したとしても、浸透水集排水管（ガス抜き管）による準好気性構造になっているため、廃棄物内部に充満することがないようにする。</p> <p>(3) 排水の処理方法は埋立地内に多孔性の浸透水集排水管を敷設して、その出口に浸透水溜池を設置する。浸透水溜池に集水された浸透水は、水処理施設を経由し、既存水路に放流し、最終は服部川に流入する。</p> <p>(4) 事業用地内を経由した前記(3)以外の（埋立地を経由していない）浸透水及び雨水は、調整池を経由し、既存水路に放流し、最終は服部川に流入する。</p>
<p>設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</p>	<p>別紙「放流水の水質および測定頻度等に関する調書」のとおり</p>
<p>悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置</p>	<p>(1) 悪臭防止については埋め立て廃棄物が露出しないよう覆土で十分に締固めを行う。また、廃棄物の飛散が予測される場合は、飛散防止ネット等により廃棄物の飛散を防止する。</p> <p>(2) 工事用及び廃棄物運搬車両は排出ガス対策型車両を使用し、工事用重機は低騒音型を使用し、積載量を遵守するとともに、進入路および場内の20km/h以下の速度制限と車両待機時のアイドリング防止を運転者に周知徹底する。</p>

	<p>その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するため、外周には必要な個所にネットフェンスを設置する。また、事業用地の外周に、事業用地外から埋立地内への雨水流入を防止するためのトラフ（U字溝）を設置し、そのまま既存水路に放流して、最終は服部川に流入する。 なお、閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる設備を設ける。</li> <li>(2) 本事業用地入口の見やすい箇所に、最終処分場であることを表示する立札等を設置し、掲示する。</li> <li>(3) 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止するため、適当な地滑り防止工、または沈下防止工等の擁壁を設ける。</li> <li>(4) 埋立廃棄物層内に浸透水が滞留しないように、集排水管等（暗渠管）の排水施設を配置し、又、土堰堤に水圧がかからないように蛇籠等にて浸透水が速やかに流れるようにする。</li> <li>(5) 堤体に小段排水を設置して雨水で浸食しないように速やかに排水する。</li> <li>(6) 堤体法面に種子吹付けで早期緑化をし、堤体内に雨水が進入する事を防止する。</li> <li>(7) 安定計算により構造耐力上安全であることを確認する。</li> <li>(8) 産業廃棄物の処理に伴う腐食は、安定型 5 品目のみの搬入のため、腐食は発生しない。なお、予防的に浸透水集排水管を設置し、貯留施設内の雨水を、速やかに排水し、排水による腐食を防止する措置を講じる。</li> <li>(9) 堰堤は土堰堤のため腐食はない。</li> </ol>
--	--------------------------------	--

(規格 A 4 版)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	別紙「放流水の水質および測定頻度等に関する調書」のとおり
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地下水等検査項目は、毎年1回測定する。</li> <li>(2) 安定型最終処分場の浸透水にかかる水質検査の基準は、1ヶ月に1回測定する。</li> </ol>
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の飛散流出防止措置として、搬入された廃棄物は、展開検査後速やかに埋立を行い、廃棄物が飛散、流出しないよう覆土で十分締固めを行う。また、廃棄物の飛散が予測される場合は、なお飛散防止ネット等を設置し、廃棄物の飛散を防止する。</li> <li>(2) 悪臭発散防止措置として、常に展開検査場にて、許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し、受入時の廃棄物の目視検査及び場内展開検査時に、臭いのある廃棄物は受入せず、返車・返品する。</li> <li>(3) 火災発生の防止措置として、常に展開検査場にて、許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認（特に火気の発生になるような廃棄物の確認）を徹底し、火災発生のおそれのある廃棄物は受入せず、返車・返品する。 なお、必要な場所に消火器等の消火設備を設置する。</li> <li>(4) 事業地内及び周辺は、常時整理・整頓・清掃を行い清潔に保つ。害虫等が発生するおそれのある廃棄物は、受入しない。必要に応じて殺虫剤を備え置く。</li> <li>(5) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するため、外周には必要な個所にネットフェンスを設置する。なお、閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる設備等を設置し、掲示する。</li> <li>(6) 本事業用地入口の見やすい箇所に、最終処分場であることを表示する立札等の設備を設ける。また、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換等の必要な措置を講じる。</li> <li>(7) 施設の構造上の管理については、擁壁等を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止する措置を講ずる。</li> </ol>

	<p>(8) 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録する。</p> <p>(9) 地下水観測井で採水する。地下水等検査項目を毎年1回（異常発生時は必要に応じ追加）、BOD・COD・SSを1か月に1回(埋立終了後は3か月に1回)、水質を測定・記録する。</p> <p>(10) 水質の悪化が認められる場合には、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、速やかに三重県、伊賀市及び関係地域連絡窓口に連絡した上で、当該原因の調査を実施し、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。</p> <p>(11) 埋め立てられた廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。</p> <p>(12) 処分場内に設けた展開検査場で、廃棄物の全量を敷き広げて目視により検査する。許可品目以外の廃棄物が混在・混入・付着した廃棄物や、臭気のある廃棄物は受入せず、返車・返品する。</p> <p>(13) 浸透水集水ピット（浸透水溜池に浸透水採水口を設置する）で採水し、地下水等検査項目を毎年1回（異常発生時は必要に応じ追加）、BOD・COD・SSを1か月に1回(埋立終了後は3か月に1回)、水質を測定・記録する。</p> <p>(14) ①浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合、②BOD・COD・SSの水質検査の結果、BODが20mg/l、CODが40mg/l、SSが25mg/lをいずれか1項目でも超えている場合、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、速やかに三重県、伊賀市及び関係地域連絡窓口に連絡した上で、当該原因の調査を実施し、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。</p> <p>(15) 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、土砂を厚さ50cm以上に敷き均し、覆土により開口部を閉鎖する。</p> <p>(16) 前項により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するため、張芝および植栽等の必要な措置を講ずる。</p>
--	--

説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	(1) 阿波地域住民自治協議会 令和6年5月18日(土) 18:30～ (2) 布引地域住民自治協議会 令和6年5月24日(金) 19:00～ (3) 山田地域住民自治協議会 令和6年6月8日(土) 19:00～
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	(1) 阿波地域住民自治協議会 大山田東体育館：約150名収容 (2) 布引地域住民自治協議会 布引地区市民センター：約50名収容 (3) 山田地域住民自治協議会 伊賀市立大山田小学校体育館：約200名収容
	周 知 の 方 法	各自治協議会(事務局)に対する説明会開催の告知依頼、地元新聞社で説明会開催案内文を新聞折込する形で告知、各地区市民センター(阿波地区市民センター、布引地区市民センター及び山田地区市民センター)での説明会開催案内文の掲示及び事業者ホームページでの告知
事業計画書を公告及び縦覧する方法	公 告 の 方 法	各地区市民センター(阿波地区市民センター、布引地区市民センター及び山田地区市民センター)で事業計画書(公告用)を設置及び公表、事業者ホームページでの公表(公告)
	公 告 予 定 日	令和6年5月2日
	縦 覧 場 所	事業計画者の事務所(大阪府東大阪市)及び事業計画者ホームページ、伊賀市役所大山田支所及び各地区市民センター(阿波市民センター、布引市民センター及び山田市民センター)
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和6年5月2日
	縦 覧 時 間	9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	廃棄物運搬車両 約20台/日(最大約30台/日) 通行時間帯 9:00～15:00 埋立作業時間 9:00～17:00 搬入経路：一般国道163号から市道出走紙漕線を経由し、事業用地内へ搬入する。	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	原則、土日祝・お盆休み・年末年始を除く施設営業日の8:00～19:00	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	本事業計画書提出と同時に協議及び許認可手続を開始する(森林法、文化財保護法、道路法、三重県自然環境保全条例、伊賀市水道水源保護条例及び伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱等)。	
事業計画者の連絡先	担 当 部 署	株式会社デイリー社 法務部 大城広文
	T E L	06-6533-6330
	F A X	06-6533-2712

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
  - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
  - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力(最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)を明らかにする図面及び設計計算書
  - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
  - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
  - (5) 事業計画地の付近の見取図
  - (6) 排水の経路図
  - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
  - (8) 関係地域に該当する地域(産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水(雨水及び従業員等の生活排水を除く。)を放流する場合は、放流地点を含む。)を明らかにする図面
  - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

別紙					
放流水の水質および測定頻度等に関する調書					
項目	設計計算上達成することができる放流水の水質	周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値	項目	設計計算上達成することができる放流水の水質	周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値
アルキル水銀化合物 *1	不検出	不検出	ホウ素およびその化合物		
水銀およびその化合物 *1	0.0005以下	0.0005以下	フッ素およびその化合物		
カドミウムおよびその化合物 *1	0.003以下	0.003以下	アモニウム、アルミニウム化合物、亜硝酸		
鉛およびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下	化合物、硝酸化合物		
有機燐化合物			水素イオン濃度 [-]		
六価クロム化合物 *1	0.05以下	0.05以下	生物化学的酸素要求量 *2	20以下	20以下
砒素およびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下	化学的酸素要求量 *2	40以下	40以下
シアン化合物 *1	不検出	不検出	浮遊物質 *2	25以下	25以下
ポリ塩化ビフェニル *1	不検出	不検出	揮発抽出	鉛 油	
トリクロロエチレン *1	0.01以下	0.01以下	物質含有量	動植物性油脂	
テトラクロロエチレン *1	0.01以下	0.01以下	フェノール含有量		
ジクロロメタン *1	0.02以下	0.02以下	銅含有量		
四塩化炭素 *1	0.002以下	0.002以下	亜鉛含有量		
1,2-ジクロロエタン *1	0.004以下	0.004以下	溶解性鉄含有量		
1,1-ジクロロエチレン *1	0.1以下	0.1以下	溶解性マンガン含有量		
1,2-ジクロロエチレン *1	0.04以下	0.04以下	クロム含有量		
1,1,1-トリクロロエタン *1	1以下	1以下	セレンおよびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下
1,1,2-トリクロロエタン *1	0.006以下	0.006以下	大腸菌数 [個/ml]		
1,3-ジクロロプロペン *1	0.002以下	0.002以下	窒素含有量		
チウラム *1	0.006以下	0.006以下	リン含有量		
シマジン *1	0.003以下	0.003以下	ダイオキシン類 [pg-TEQ/L]		
チオベンカルブ *1	0.02以下	0.02以下	1,4-ジオキサン *1	0.05以下	0.05以下
ベンゼン *1	0.01以下	0.01以下	クロロエチレン*1	0.002以下	0.002以下
放流水の水質の測定頻度			項目	測定頻度	
			地下水等検査項目	*1の項目は1年に1回	
			安定型最終処分場の浸透水に係る基準	*2の項目は1ヶ月に1回	
備考					
1 各数値の単位については、表中に記載しているもの以外は mg/L とすること。					
2 排水口が複数あるときは、この様式例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。					